

個人1口1万円以上、企業・法人1口10万円以上のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1口未満のご寄付につきましても、有難く頂戴いたします。

寄付金に対する
免税措置について

湊川相野学園への寄付金は、文部科学大臣より所得税寄付金控除の対象となる証明を受けております。寄付金控除には、税額控除制度と所得控除制度の2種類があり、確定申告の際には、寄付者ご自身においてどちらか一方の有利な方を選択して頂きます。湊川相野学園にご寄付して頂いた皆様には、両方の証明書(写)を送付させていただきます。

税額控除制度 (平成23年度税制改正による新制度)

所得税率に関係なく所得税額から直接控除されるため、所得控除制度と比較して減税効果が大きくなります。

$$\text{所得控除額}^{\ast 1} = (\text{寄付金額}^{\ast 2} - 2,000\text{円}) \times 40\%$$

- ※1 所得控除額は、その年の所得税額の2.5%が上限となります。
- ※2 控除対象となる寄付金額は、その年の総所得金額等の40%が上限となります。確定申告の際には、本学発行の寄付金額収書と裏面に印刷しております税額控除に係る証明書が必要となります。
- ※ 税額控除による還付額の目安として、右記の表をご参考にしてください。

課税所得金額	500万円	800万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	3,000万円
寄付金額	減税額(単位:円)					
1万円	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
5万円	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200
10万円	39,200	39,200	39,200	39,200	39,200	39,200
50万円	143,100	199,200	199,200	199,200	199,200	199,200
100万円	143,100	301,000	399,200	399,200	399,200	399,200
200万円	143,100	301,000	441,000	799,200	799,200	799,200

所得控除制度

所得控除を行った後に所得税率をかけるため、所得金額に対して寄付金額が大きい場合には減免効果が大きくなります。

$$\text{所得控除額} = \text{寄付金額}^{\ast 3} - 2,000\text{円}$$

- ※3 控除対象となる寄付金額は、その年の所得税額の2.5%が上限となります。確定申告の際には、本学発行の寄付金額領収書と裏面に印刷しております特定公益法人証明書(写)が必要となります。
- ※ 所得控除による還付額の目安として、右記の表をご参考にしてください。

課税所得金額	500万円	800万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	3,000万円
寄付金額	減税額(単位:円)					
1万円	1,600	1,840	2,640	2,640	3,200	3,200
5万円	9,600	11,040	15,840	15,840	19,200	19,200
10万円	19,600	22,540	32,340	32,340	39,200	39,200
50万円	99,600	114,540	164,340	164,340	199,200	199,200
100万円	199,600	229,540	329,340	329,340	399,200	399,200
200万円	399,600	459,540	659,340	659,340	799,200	799,200

個人の方の寄付について

企業・法人のご寄付について

私立学校は、日本の学校教育において、きわめて重要な役割を果たしています。私学事業団を通じての皆様方の寄付金により、校舎建設・教育研究設備の充実・学生への奨学金等、人材育成や研究活動の推進・地域の活性化につながる様々な事業に活かされています。

- 企業・法人が私立学校に寄付をした場合、法人税法上、支出した寄付金を一定の割合で損金に算入することが認められています。

(1) 私学事業団を通じ、私立学校を指定して寄付をする「受配者指定寄付制度」

全額損金算入可能



※ 日本私立学校振興・共済事業団あての寄附申込書(様式1-1)及び振込依頼書をご利用ください。寄附申込書は添付の返信用封筒にて学園までご返送ください。

(2) 私立学校に直接寄付をする「特定公益増進法人に対する寄付金制度」

$$(\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{当該年度所得} \times 6.25\%) \times 1/2$$

※ 限度額を超える部分の金額は、一般の寄付先への寄付として損金算入ができます。(学校法人が所轄庁より証明を取得している場合、利用できる制度です。)

※寄付金受け入れのための審査料、事務手数料は一切かかりません。(詳しくは当学園事務局までお気軽にお問い合わせください。)

ひとを育て、ともに歩んで100周年



学校法人
湊川相野学園